



訪問リハビリテーション事業、介護予防訪問リハビリテーション事業 運営規程

平成18年7月1日 作成
令和 6年3月1日 改定

(事業の目的)

第1条 医療法人清和会長田病院が実施する指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。この事業は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)で、居宅において継続してリハビリテーションが必要な状態にあり、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)が、訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業にあたる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるよう、適切に事業の提供をおこなう。事業の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 医療法人清和会 長田病院
2. 所在地 福岡県柳川市下宮永町523-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 長田病院 院長
2. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 常勤・兼務 4名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日(ゴールデンウィーク・シルバーウィークを除く)、12月31日から1月3日までと8月15日を除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 事業所が行う内容は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行なうものとする。

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の額及び徴収方法は、次のとおりとする。

1. 要介護者等に指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明を行った上で、支払いに同意する趣旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。また、支払いに対し、明細を記載した領収書の発行を行うこととする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、柳川市、大川市、みやま市瀬高町、高田町の一部の区域とする。

(緊急時における対応方法)

- 第9条
1. 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、利用者の家族、居宅介護支援事業者、関係市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行なう。
 2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置などを活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

- 第11条
1. サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
 2. 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その厳守に努めることとする。
 3. 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
 4. 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、サービスの提供を変更しない。
 5. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 1. 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 4. この規定に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は医療法人清和会長田病院が定めるものとする。

附則 この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から見直し施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から見直し施行する。

附則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から見直し施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から見直し施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から見直し施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から見直し施行する。

